

平成 22 年 9 月 9 日
金 融 庁

「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の設置について

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）」に定める預保納付金の取扱い等について検討するため、本日、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム（ＰＴ）」を設置した。

1. 検討課題

- ・ 法第 20 条第 1 項により留保することとされている預保納付金の割合
- ・ 法第 20 条第 2 項にいう「必要がなくなったとき」に関する考え方の整理
- ・ 預保納付金の具体的使途
- ・ 金融機関における振込人（被害者）に対する返金率の向上 等

2. 構成メンバー

座長	金融庁	田村 謙治	大臣政務官
	内閣府	泉 健太	大臣政務官（犯罪被害者等施策担当）
	財務省	大串 博志	大臣政務官

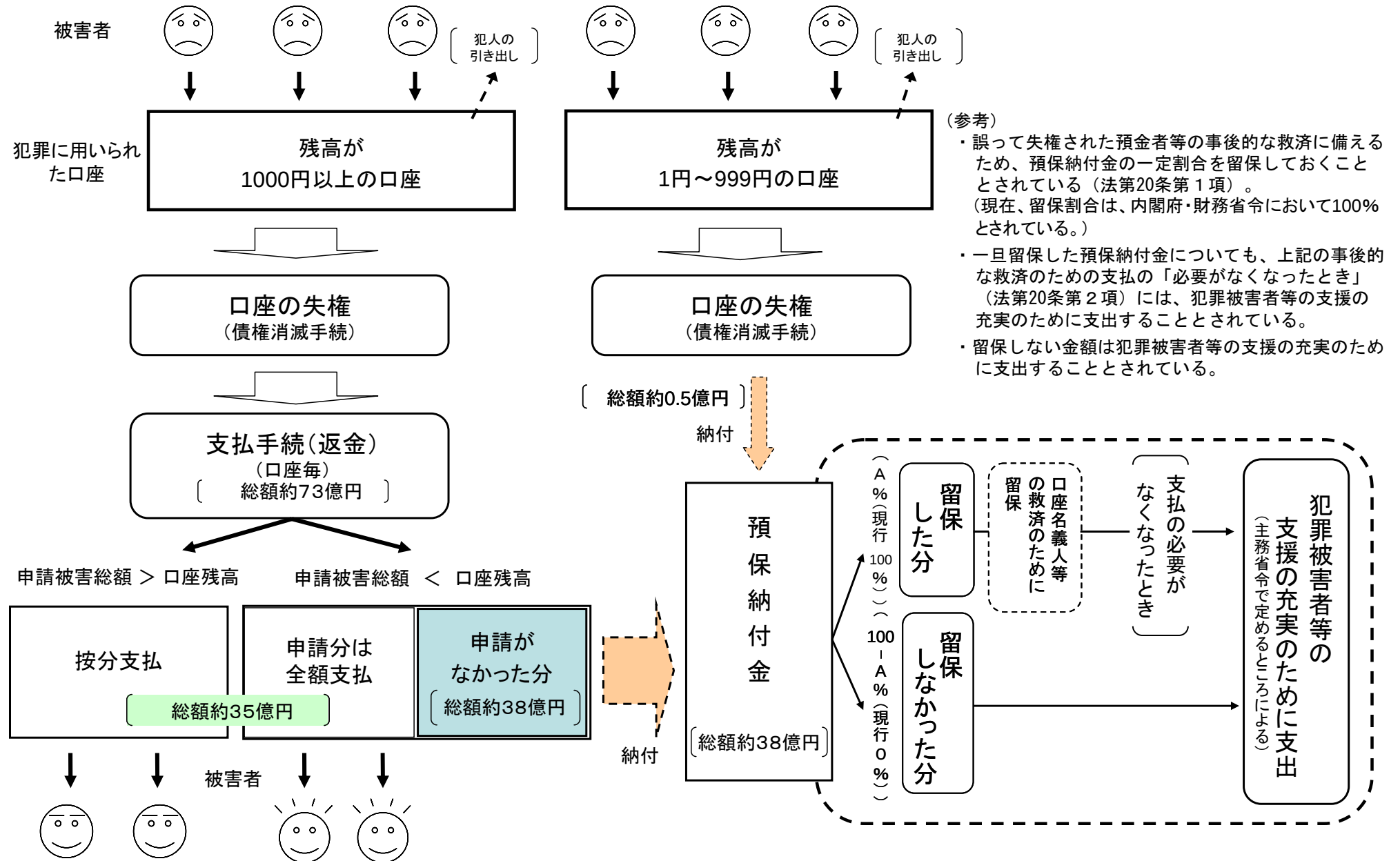
オブザーバー 警察庁、法務省、預金保険機構

3. 検討の進め方

有識者、犯罪被害者支援団体、金融機関等からのヒアリング等を行い、その結果を参考にしつつ、本年度内を目途にとりまとめを行う予定。

以 上

振り込め詐欺救済法の制度概要



(計数は、平成22年8月末現在)